

一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県八頭郡智頭町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国の重要文化財である石谷家住宅を近代和風建築の代表的な文化的財産として将来へ継承しながら、石谷家住宅を中心とした歴史的町並みが残る智頭宿を交流拠点ゾーンとした因幡街道沿いの文化施設との連携を図った事業を展開することにより、地域住民の文化的な生活の向上を図り、もって地域の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 因幡街道沿いの文化施設の連携により交流人口の拡大を図る事業。
- (2) 因幡街道周辺の文化的美術品の展示及び紹介に関すること。
- (3) 石谷家住宅の管理運営の受託に関すること。
- (4) 石谷家住宅を中心とした智頭宿の観光の振興に関すること。
- (5) 地域住民等の文化的財産の保護意識の高揚に関すること。
- (6) 諸外国との交流による日本文化の紹介に関すること。
- (7) 飲食の提供及び物品等の販売に関する事業。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号に掲げる事業は、鳥取県の区域において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、財産目録の基本財産の部に記載された財産をもって構成する。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第8条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその事業年度の収支予算が成立しない場合において、理事会が必要と認めたときは、代表理事は、当該収支予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の収支予算の範囲内で収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上12名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届け出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用期間法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であつ

て、総務省設置法第4条第15条の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第11条第1項に定める定員に足りなくなるときは、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員に、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等の額及び支給の基準に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 前項にかかわらず、この評議員会においては、第18条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、代表理事は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第18条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第19条 評議員会の議長は、評議員会の会長がこれに当たる。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補ごとに第1項の決議を行わなくてはならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 議事録に、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるものほか、評議員会において定める。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3名以上10名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち1名を代表理事とし、理事長とする。また、1名を副代表理事とする。
3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 代表理事、副代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、この法人の理事又は評議員若しくは使用人を兼ねることができない。
4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない、監事についても、同様とする。
5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務の執行を統括する。副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、代表理事が欠けたとき、又はこの法人の利益と代表理事の利益とが相反するときは、代表理事があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるととき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるとときは、これを評議員会、理事会に報告する。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又監事が辞任又は任期の満了で退任することにより、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又監事は辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められたとき。

(報酬等)

- 第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員に対しては、評議員において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員に、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等の額及び支給の基準に関する規程による。

第2節 理事会

(設置)

- 第32条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 代表理事、副代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年5月と3月に開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第1項第4号の規定により、監事から代表理事に請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集

する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもつて、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録に、当該理事会に出席した議長及び監事が、これに記名押印する。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事項によって解散する。

(残余財産の処分)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第7章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 雜則（補則）

（委任）

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は藤原孝とする。

附則

この定款は、平成26年5月9日から施行する。

